

守口市道路反射鏡設置基準

(目的)

第1条 本基準は、道路反射鏡の設置等に関して必要な事項を定めることにより、その適正な運用を図り、もって交通の安全に資することを目的とする。

(定義)

第2条 道路反射鏡とは、道路の付属物として、曲線部の視距あるいは交差部における見通し距離が不足している場所等で、他の車両、歩行者、または障害物等を確認し、もって安全を補うための鏡をいう。

(設置基準)

第3条 道路反射鏡は、道路管理者が交通状況、交通量その他の状況を総合的に勘案して必要と認める場合において、本基準第4条の規定により定める場所に設置できる。

2 開発行為等や道路位置指定において、本基準第4条の規定に該当する場合は、原因者占有物として設置を許可する。なお、設置後の占有許可更新及び管理については開発者、利用者と協議を行い、適正に処理することを条件とする。

(設置箇所)

第4条 道路反射鏡の設置場所は、市の管理道路上において、次の各号のいずれかに該当し、かつ、交通状況、交通量その他の状況を総合的に勘案して必要と認められる場所とする。ただし、いずれの場所も、歩道上の歩行者や自転車の確認のみを目的とする道路反射鏡は設置しない。

- (1) 単路部における道路の屈折、屈曲部において、走行車両等の見通し距離が確保できない場所
- (2) 信号制御されていない交差点において、他の道路との交差箇所の隅切りが十分確保されておらず、左右方向を確認する際、工作物等にさえぎられ走行車両等の見通し距離が確保できない場所
- (3) 市が管理している袋状道路で10戸以上の住宅かつ10台以上の駐車場の利用があり、他の道路との交差箇所において、見通し距離が確保できない場所
- (4) 前各号に定める場所以外で、見通し距離が確保できない場所等で、道路管理者が必要と認める場所

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当するときは、原則として道路反射鏡を設置しないものとする。

- (1) 信号機の設置されている交差点
- (2) 歩道または隅切りが設置されている交差点
- (3) 設置しても必要な視距と十分な視界が確保出来ない場所
- (4) 道路反射鏡を設置することにより車両等の通行に支障が生じる恐れがある場所
- (5) 障害物等により一時的に視距の確保できない場所
- (6) 私有地又は私道の出入り口の場所
- (7) 屈曲部等で通過交通がない場所
- (8) 道路管理者が必要ないと判断した場所

(設置条件)

第5条 前条に該当し、かつ、次に定める条件を満たす申請書の提出があった場合において道路反射鏡を設置することができる。

- (1) 地域の代表者等が承諾した申請書の提出があること。
- (2) 道路反射鏡を設置する隣接地の同意書の提出があること。

(移設および撤去)

第6条 移設及び撤去においては、次の各号のとおりとする。

- (1) 一般住宅の建替え、開発行為等のため、道路反射鏡の移設が生じた場合は、市と協議の上、原因者において移設する。
- (2) 道路環境等の変化により、道路反射鏡の位置が第4条の規定に該当しないと認めた場合は、道路反射鏡を撤去する。
- (3) 私有地に設置していた場合であって、土地所有者から撤去の要望があったときは、市が費用を負担し、撤去するものとする。

附 則

この基準は、令和4年1月4日より施行する。

附 則

この基準は、令和8年9月1日より施行する。